

<報道発表資料>

令和3年12月27日

さいたま小川町メガソーラー環境影響評価準備書 に対する知事意見

本日、さいたま小川町メガソーラー環境影響評価準備書について、環境影響評価法第20条第1項及び電気事業法第46条の13の規定により、環境の保全の見地からの意見を経済産業大臣に提出しました。

この知事意見は、電気事業法に基づき、経済産業大臣が事業者に対して環境影響評価準備書について必要な勧告をするに当たり勘案するためのものであり、関係都道府県知事が「準備書について環境の保全の見地からの意見」を述べるものです。

1 対象事業の概要

名称	さいたま小川町メガソーラー事業
事業者	小川エネルギー合同会社
事業区域	小川町大字木部、笠原、飯田及び原川地区(面積 862,000 m ²)
種類	太陽電池
出力	39,600kW

2 経過

準備書受理	令和3年4月16日
縦覧	令和3年4月19日～5月19日(住民等意見:534件)
技術審議会(答申)	令和3年12月22日
知事意見	令和3年12月27日

3 知事意見

下記 URL に掲載
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0501/asesu/h005.html>

(参考) 環境影響評価制度の概要

環境影響評価法及び電気事業法は、出力 30,000kW 以上の太陽電池発電所の設置又は変更の工事を対象としており、その環境影響評価準備書^{※1} 手続において、関係都道府県知事が経済産業大臣に対して「環境の保全の見地からの意見」を述べることになっている。^{※2}

本件は、「さいたま小川町メガソーラー環境影響評価準備書」について、この手続に沿って経済産業大臣に対して意見を提出するものである。

今後、事業者は、本件知事意見を勘案した経済産業大臣勧告等を踏まえ、環境影響評価書の作成等の手続が求められる。

※1 環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を実施した結果等を示し、環境の保全に関する事業者自らの考え方を取りまとめた文書。

※2 発電所に係る環境影響評価の手続フロー図